

# ～携帯電話事業者・販売店の皆様へ～

## 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の確認義務等(第18条の3)

- 青少年が携帯電話端末又はPHS端末(以下「携帯電話端末等」という。)からインターネットを利用して、青少年の健全な成長を著しく阻害する有害情報を閲覧等する危険性が高まっており、また、犯罪被害に巻き込まれる事例も生じています。
- このため、愛知県では青少年が使用する携帯電話端末等へのフィルタリング利用の普及が図られるよう携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、事業者が提供することができるフィルタリングサービス及びフィルタリングソフトウェアの内容等の説明及び当該事項を記載した書面交付義務等を愛知県青少年保護育成条例に規定しました。(平成25年3月29日告示、7月1日施行)

## ●青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律について (青少年インターネット環境整備法)【平成21年4月1日施行】

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務)

第17条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末若しくはPHS端末の使用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

2 携帯電話端末又はPHS端末をその保護する青少年に使用させるために携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約を締結しようとする保護者は、当該契約の締結に当たり、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対しその旨を申し出なければならない。

## ●愛知県青少年保護育成条例

事業者等は、青少年がインターネットの利用により青少年有害情報の閲覧等を防止するために必要な情報を提供するように努めることとされていますが、新たに携帯電話事業者・販売店等に対して次の事項を規定しました。【平成25年7月1日施行】

### (1)事業者等(携帯電話事業者、販売店等)の義務

ア 携帯電話端末等の使用者の確認(青少年使用の有無)

イ 青少年が使用するときは、保護者等に対して、次の事項を説明するとともに、当該事項を記載した書面を交付

- ① 事業者が提供することができる

**フィルタリングサービス及びフィルタリングソフトウェア(アプリ)の内容**



- ② 有害情報を閲覧する機会が生ずること【規則委任】

- ③ インターネットの不適切利用により自己又は他人に対し有害な行為をするおそれのあること、など【規則委任】

ウ 保護者から提出された書面(2)の書面)の保存

### (2)保護者の義務

保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨の申出を事業者にするときは、その理由を記載した書面を提出

### (3)立入調査、勧告・公表

事業者等へ立入調査を行い、(1)の義務を遵守していない場合は勧告・公表を行う。

**⇒立入調査を拒んだり、妨げたりすると10万円以下の罰金**

